

「改訂版 わかりやすい建設業法Q & A」追 補

平素より小社出版物につきまして、格別のお引立てに預かり、誠にありがとうございます。

本書につきまして、一部改正が行われおります。

つきましては、本書の一部を次のように読み替えてご活用いただきますよう、お願い申し上げます。

改正後	改正前
33 頁上から 13 行目から 17 行目 ・許可を受けようとする建設業（業種）以外の建設業（業種）に関し、6年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること ・許可を受けようとする建設業（業種）以外の建設業（業種）に関し、6年以上執行役員等としての経験を有していること ・許可を受けようとする建設業（業種）に関し、6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経營業務を補佐した経験を有していること	・許可を受けようとする建設業（業種）以外の建設業（業種）に関し、7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること ・許可を受けようとする建設業（業種）に関し、7年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経營業務を補佐した経験を有していること
81 頁上から 9 行目から 10 行目 最終改正 平成 29 年 3 月)	最終改正 平成 26 年 10 月)
82 頁上から 1 行目 9 支払留保・支払遅延（同法第 24 条の 3、第 24 条の 5）	9 支払留保（同法第 24 条の 3、第 24 条の 5）
82 頁上から 7 行目の後に追加 12-4 下請代金の支払手段について	
130 頁下から 4 行目 高等学校、専修学校を卒業し、	高等学校を卒業し、
133 頁下から 11 行目 高等学校、専修学校の関連学科卒業後 5 年以上	高等学校の関連学科卒業後 5 年以上
136 頁上から 2 行目 高等学校、専修学校の関連学科卒業後 5 年以上の	高等学校の関連学科卒業後 5 年以上の
145 頁下から 3 行目から 2 行目 ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間	③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
152 頁上から 13 行目から 15 行目 ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点 ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合	② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点 ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合